

地域建設業経営強化融資制度の延長について

本制度について、国において平成33年3月末日までの5年間、期間が延長されました。藤枝市においても同様に期間を延長しますので、お知らせします。

この制度の詳細については、「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務取扱要領」を参照してください。

■実施時期

本制度は、平成28年4月1日から平成33年3月末日までの措置として実施することとします。

■相談窓口

本制度について、具体的に利用の相談をされる場合は、東日本建設業保証株式会社静岡支店へお問い合わせください。